

資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準

令和3年4月30日制定

令和5年4月1日最終改正

岩国市契約監理課

1 適用する入札

岩国市が実施する以下の入札に適用する。

- (1) 建設工事の条件付一般競争入札
- (2) その他に市長が必要と判断する入札

2 入札を無効とする同族企業同士の同一入札への参加

- (1) 入札公告日から入札書提出期間の末日までの間に、次のアからウのいずれかに該当する場合、該当する者を資本関係又は人的関係がある者（以下「同族企業」という。）同士と判断する。

ア 資本関係は次の(A)又は(B)のいずれかに該当する場合

(A) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。(B)において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。(B)において同じ。）の関係にある場合

(B) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

会社法 第2条(抜粋)

三 子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

三の二 子会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 子会社

ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

四 親会社 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

四の二 親会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 親会社

ロ 株式会社の経営を支配している者(法人であるものを除く。)として法務省令で定めるもの

会社法施行規則 第2条第3項(抜粋)

三 二 会社等 会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。)その他これらに準ずる事業体をいう。

会社法施行規則 第3条第2項(抜粋)

二 法第二条第四号に規定する法務省令で定めるものは、会社等が同号に規定する株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該会社等とする。

イ 人的関係は次の(A)、(B)、(C)のいずれかに該当する場合

ただし、(A)については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(A) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4 組合の理事

5 その他業務を執行する者であつて、1から4までに掲げる者に準ずる者

(B) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67

条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合

(C) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

(A) 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合

(B) 上記ア又はイと同等な資本関係又は人的関係がある者と発注者が判断した場合

(2) 上記(1)の同族企業同士が同一入札に参加した場合、公正、公平な競争入札が阻害されたおそれがある入札と判断し上記(1)の同族企業同士が行った入札を無効とする。

ただし、入札書提出後から開札までの間に発注者に入札辞退届を提出し入札辞退をした者がいて開札時点で同族企業同士の同一入札への参加状態が解消されている場合はこの限りでない。

(3) 共同企業体の場合、他の共同企業体との構成員同士、又は共同企業体の構成員と単体企業が上記(1)の同族企業同士の場合は当該構成員を含む共同企業体を上記(1)の同族企業と見なす。

3 同族企業同士の判断方法

(1) 条件付一般競争入札

ア 岩国市条件付一般競争入札実施要領第15条の規定の参加資格の審査に必要な書類に確認書を含める。

イ 落札候補者が提出した確認書に記載された同族企業が当該入札に参加しているか否か発注者が確認する。

ウ 上記イで落札候補者が提出した確認書に記載された同族企業が同一入札に参加していた場合、発注者は落札候補者の確認書に記載され、かつ同一入札に参加した同族企業からも確認書の提出を求める。

エ 上記イ及びウの確認で同族企業同士の同一入札への参加と発注者が判断した場合、当該同族企業同士の入札（該当する複数者の入札）を無効とする。

(2) その他の入札

ア その他、入札参加資格の審査を行う入札の場合は、上記(1)を準用する。

イ 入札参加資格がある者を入札参加者に指名する入札の場合は、指名の通知をする際に基準該

当者の入札は無効である旨を条件として明示し、基準該当者の行った入札は、入札に関する条件に違反した入札として取り扱うものとする。ただし、入札に至るまでに基準に該当する事実が判明し、基準該当者の1者を除くその他全ての基準該当者が入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とならないものとする。

ウ 上記ア及びイにおいて同族企業同士が当該入札に参加した場合、当該同族企業同士を入札参加資格がない者とし、当該同族企業同士の入札（該当する複数者の入札）を無効とする。

(3) 上記(1)および(2)において発注者に疑義が生じた場合、発注者は入札参加者の全部又は一部の者に対し追加資料の提出や事情聴取を行うことができる。

4 確認書等への虚偽記載

(1) 落札者決定後に落札者の確認書及び申出書の記載内容に虚偽(以下「虚偽記載」という。)が判明した場合、発注者は入札手続きを無効とし、落札者決定を取り消すものとする。

(2) 契約締結後に契約相手の虚偽記載が判明した場合、工事（業務委託）着手前であれば発注者は岩国市工事請負契約約款第56条（岩国市業務委託契約約款第54条）の規定により契約解除の協議を行うものとする。

また、工事（業務委託）着手後の場合は契約相手の入札時の不正行為の有無や業務進捗状況などを考慮したうえで発注者は当該契約を継続するか解除するかを適切に判断するものとする。

(3) 確認書等に虚偽記載があった場合、岩国市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領に基づき入札参加停止等の措置を行う場合がある。

5 入札参加者心得との関係

(1) この運用基準を遵守する目的で、同族企業同士の同一入札への参加を回避するために、同族企業同士が入札前に入札参加意思の確認を行うことは岩国市建設工事等に係る競争入札参加者心得（以下「心得」という。）第12条第2項に抵触しないものとする。なお、上記の場合を除いて、本基準に該当するか否かを問わず、入札参加者間において当該入札に関して相談を行うことは、従来通り心得に則して厳正に対処を行うものとする。

(2) 同族企業同士が同一入札に入札書を提出した後に開札までの間、同族企業の1者を残し、他の同族企業の入札辞退を目的に当該同族企業同士が入札価格等（総合評価方式の場合は技術評価点に関する事項を含む。以下同じ。）を開示し合うことは心得第12条第3項に抵触するものとする。

岩国市建設工事等に係る競争入札参加者心得 第12条（抜粋）

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思について、いかなる相談も行ってはならないものとする。
- 3 入札参加者は、落札者の決定の前に、他の入札参加者に対し入札価格を意図的に開示してはならないものとする。

6 適用日

令和5年4月1日以降に入札公告および指名通知を行う入札から適用する。